平成２４年（フ）第２８号
愛知県一宮市高田字井川33番地
債務者　岩田　　進
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福谷　朋子
4　破産債権の届出期間　平成24年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月８日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第８０５号
神奈川県愛甲郡愛川町角田622番地の33
債務者　大方　　眞
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　香崎　弘文
4　破産債権の届出期間　平成24年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月30日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６３号
神奈川県秦野市寺山936番地
債務者　久保田泰義
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　　玄
4　破産債権の届出期間　平成24年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３３号
広島市安佐北区口田南７丁目20番８号
債務者　新田　博志
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　香乃
4　破産債権の届出期間　平成24年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３号
宮城県柴田郡大河原町字東桜町５番地９
債務者　篠原　光一
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　水穂
4　破産債権の届出期間　平成24年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第４号
福島県石川郡玉川村大字竜崎字糀屋87番地
債務者　鈴木吉二郎
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　美一
4　破産債権の届出期間　平成24年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第２４８号
福岡市西区野方６丁目23番５―106号
債務者　尾上　里枝
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　栄治
4　破産債権の届出期間　平成24年４月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３１２１号
名古屋市港区甚兵衛通３丁目３番地の１　プレシャスコート402号
債務者　樋渡　光夫
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　千晴
4　破産債権の届出期間　平成24年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月６日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３号
千葉県館山市沼1115番地の２
債務者　岡　　優光
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上杉　浩介
4　破産債権の届出期間　平成24年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月１日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第４７６号
石川県かほく市狩鹿野ニ16番地２、従前の住所金沢市八日市３丁目645番地
債務者　安田　亮一
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀口　康純
4　破産債権の届出期間　平成24年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月７日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１１２号
千葉県松戸市松飛台556―５、住民票上の住所埼玉県越谷市川柳町１丁目39番地
債務者　中島　　均
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中澤　伸浩
4　破産債権の届出期間　平成24年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
富山市三室荒屋70番地
債務者　畔田　　弘
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦崎　　威
4　破産債権の届出期間　平成24年４月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５号
富山市三室荒屋70番地
債務者　畔田　睦子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦崎　　威
4　破産債権の届出期間　平成24年４月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２２号
岡山県倉敷市連島１丁目13番10号　グランデ・ルミエール206、前住所岡山県倉敷市連島町鶴新田2087番地12
債務者　田尻　徳雄
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有本　耕平
4　破産債権の届出期間　平成24年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３０５２号
横浜市磯子区磯子６丁目36番８号
債務者　尾上　貴子（旧姓麥井）
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　雅紀
4　破産債権の届出期間　平成24年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月10日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部